

教職員・保育者の皆さまへ

児童から**犯罪被害**や**虐待**の相談を受けたら

聞き取りすぎずに次につなげること

～警察や児童相談所への速やかな連絡～

児童から詳しい話を聞こうとせず、速やかに警察や児童相談所へ通報・通告をお願いします。

時間が経過するとともに記憶が曖昧になります。

警察等では相談内容により「代表者聴取」を実施し証拠化に努めています。

～確実な記録～

児童からの相談の受理状況、通報等をするまでの経過、児童が教職員の方に話した内容等、児童の言葉をそのまま記録するようお願いします。

この記録についてはメモ等で構いませんので、その都度、確実な記録をお願いします。

～情報提供等への協力～

児童の普段の学校での生活状況等に関する情報や資料（家庭連絡票、年間行事予定表、時間割等）の提供についてもご協力をお願いします。

代表者聴取

～代表者聴取とは～

児童が、犯罪被害や虐待を受けた場合、繰り返し事情聴取を受けることによる精神的負担を減らすため、警察、検察庁、児童相談所が連携し、面接官が代表者として聞き取りを行う「代表者聴取」が導入されています。

また、代表者聴取は児童が裁判へ出廷する負担の軽減を図るために、録音・録画により行われ、そこで得られた児童の証言は裁判で非常に重要な証拠になります。

～児童の証言の信用性を保つため～

代表者聴取を行う前に、児童が教職員の皆さまや保護者等のいろいろな人と話をしたり、繰り返し質問をされることで、誘導又は暗示の影響を受け記憶が変遷したり、思い込みが入るなどして、正確な情報が聞き出せなくなるおそれがあります。

そのような場合には、証言の信用性が否定され、証拠として使うことができなくなり、その結果、児童に不必要な負担を強いることとなります。

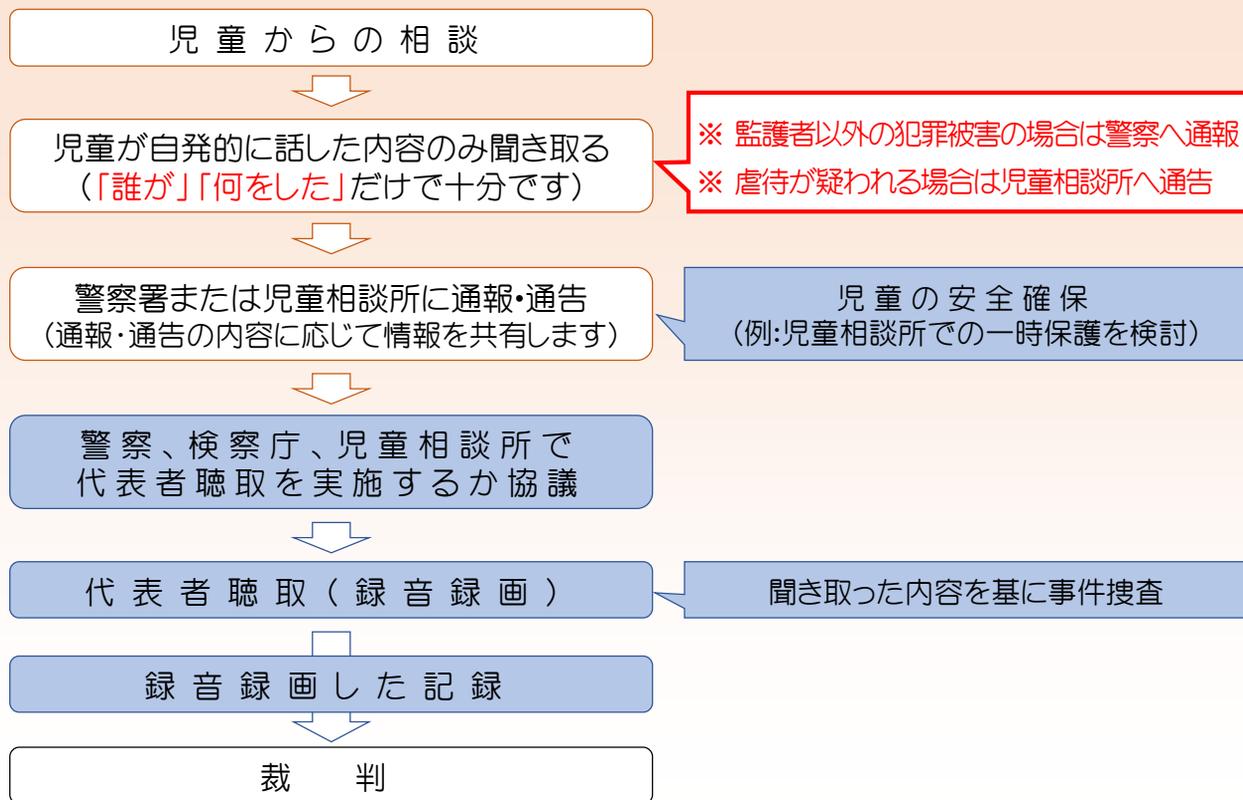
※ この資料における「児童」とは、18歳未満の未就学児童を含む子どものことをいいます。



大阪府警察



児童から**犯罪被害**や**虐待**の相談を受けた場合の流れ



相談対応時の Point

Point1 詳しい話を聞き出そうとしない

児童から相談を受けたときは「誰が」「何をした」を聞き取るだけで十分です。
児童を心配するあまり、「いつ」「どこで」「どのように」等の具体的な状況を深く聞いたり、何度も聞くことで、児童が負担を感じる場合がありますし、誘導や暗示により記憶が汚染されることもあります。
また、「どうして?」「なんで?」と繰り返し同じことを尋ねられると、児童は「自分が間違っているんじゃないか」、「別の答えを求められているんじゃないか」等と思い込み、当初と違う話をすることもあります。
「嘘でしょ」と否定したり、「こういう意味だよね?」「こうだったんじゃないの?」と誘導することも控えてください。

Point2 「誰にも言わない」などの約束はしない

児童から「誰にも言わないで」と言われても、「わかった、誰にも言わない」と約束はせず、「あなたの安全を守るために、他の人にも相談することがあります」等と伝えてください。
「何が心配なのかな?」と聞いていただくと、児童の不安の原因がわかることがあります。

Point3 「よく話してくれたね」「がんばったね」と言葉をかけ、児童の話を受け止める

児童の話す内容が、信じられないような内容でも、嫌悪感等をあらわにすることなく、**中立的な態度で、話を聞いてあげてください**(児童は敏感です、幼くても相手の顔色や表情で嫌悪感がわかります)。
「よく話してくれたね」「がんばったね」等と褒めの言葉をかけてあげてください。